

## 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取扱いについて

### （１） 軽度者について

要支援 1・2 及び要介護 1 の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として福祉用具貸与費の算定ができないとされています。

しかし、厚生労働大臣が定めるものの状態像（九十五号告示第二十五号のイで定める状態）に該当する方については、市の確認を得る等、一定の条件を満たす場合には例外的に福祉用具貸与費を算定することが認められます。

### （２） 例外給付の対象となる福祉用具の種目

#### <要支援 1・2、要介護 1 の利用者>

- ① 車いす及び車いす付属品（電動車いす含む）
- ② 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③ 床ずれ防止用具及び体位変換機
- ④ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑤ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑥ 自動排泄処理装置  
（尿のみの自動的に吸引する機能のものを除く）

#### <要介護 2・3 の利用者>

- ① 自動排泄処理装置  
（尿のみを自動的に吸引する機能のもの  
を除く）

### （３） 提出書類

軽度者に対して福祉用具貸与費を算定される場合は、以下の書類を市に提出してください。

軽度者に対する福祉用具貸与に係る届出書

軽度者に対する福祉用具退所に係る利用者の状態確認表（電動車いすの場合のみ）

居宅サービス計画 1～4 表の写し

（介護予防の場合は介護予防サービス計画 A～D に加え、E 表又は E 表別紙）

医学的所見を確認した書類・文書の写し（医学的な所見を文書で確認した場合のみ）

居宅介護支援経過 第 5 表（介護予防の場合は介護予防支援経過記録 E 表）

※担当ケアマネジャーが主治医から医学的所見を聴取した場合のみ

また、利用者の状態像によって、市への軽度者に対する福祉用具貸与の届出が不要な場合があります。提出前に別紙の「軽度者に対する福祉用具貸与届出要否判断基準」を確認してください。

## (4) 手順

### 【1】 主治医の意見の確認

福祉用具が必要な理由を文書または聴取で確認してください。  
主治医の所見を求める際には、単に「自宅での生活にベッドが必要」といった表現ではなく、「腰椎圧迫骨折により、体感筋力の低下と腰部の痛みが強く、起き上がりと立ち上がりが困難なため、ギャッジ機能のある特殊寝台が必要」というように、どのような心身の状態で、当該用具の貸与が必要かを示してもらおうようにしてください。

※聴取の場合は、聴取日と聴取内容を詳細に支援経過（第5表またはE表）記録してください

### 【2】 サービス担当者会議の開催

主治医の所見に基づき、福祉用具の必要性について担当者会議を行います。  
必ず、主治医の意見を確認した後に、担当者会議を開催してください。

### 【3】 届出要否判断

直近の基本調査（認定調査票）において、別紙の「軽度者に対する福祉用具貸与届出要否判断基準」の「届出必要」に該当する状態像か確認。  
※「届出不要」の場合、市への届出の提出は不要です。

### 【4】 書類提出

市へ必要書類を提出。  
※郵送でも受け付けています。

### 【5】 給付可否の連絡

市より電話にて担当ケアマネジャーに連絡します。ケアマネジャーはその結果を支援経過（第5表またはE表）に記録してください。

### 【6】 貸与開始



### 【留意事項】

(1) 軽度者に福祉用具を例外適用するに当たっては、老企第36号第2の9(2)において当該福祉用具が必要な状態に該当することが「医師の医学的な所見に判断され」かつ「サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断され」ていることを「市町村が書面等確実な方法により確認すること」とされています。

**必ず、主治医の意見確認を行ったうえで担当者会議を実施し、福祉用具の必要性を判断してください。**

(2) サービス担当者会議を開催する際は、福祉用具専門相談員等で軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の参加を求めるようにしてください

### (5) 再度の申請について

以下のうち、いずれかの変更があった場合は再度、市の確認を受けてください。

- ① 利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
- ② 新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。